

みずほe-ビジネスサイト利用規定（旧みずほコーポレート銀行のサービスをご利用のお客さま）

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>第2条 本サービスの申込</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 外為取引対象お客さま番号（CIF）の届出</p> <p>第19条に定めるサービス（以下「外為サービス」といいます）および第20条に定めるサービス（以下「為替予約サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、外為取引対象お客さま番号(CIF)(外為取引の際に当該外為取引の依頼人となるお客さまを特定化するために用いる当行所定の番号をいい、以下「外為取引対象お客さま番号（CIF）」といいますが）を当行所定の様式により届出するものとします。なお、契約者と異なる名義の法人を外為取引対象お客さま番号（CIF）に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p>	<p>第2条 本サービスの申込</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 外為取引対象お客さま番号（CIF）の届出</p> <p>第19条に定めるサービス（以下「外為サービス」といいます）および第20条に定めるサービス（以下「為替予約サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、外為取引対象お客さま番号(CIF)(外為取引の際に当該外為取引の依頼人となるお客さまを特定化するために用いる10桁の番号をいい、以下「外為取引対象お客さま番号（CIF）」といいますが）を「みずほe-ビジネスサイト外為取引対象お客さま番号（CIF）」により届出するものとします。なお、契約者と異なる名義の法人を外為取引対象お客さま番号（CIF）に指定する場合には、別途、「みずほe-ビジネスサイト」同意書により届出するものとします。</p>
<p>4. 外為サービスにおける決済用口座および照会対象口座の届出</p> <p>(1) 外為決済用口座</p> <p>① 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は、外為取引における決済対象口座（外為サービスの利用に際し、仕向送金代り金を引き落とす口座、被仕向送金を入金する口座、外貨預金振替代り金を引き落とす口座および入金する口座、ならびに、外為サービスにかかる手数料および諸費用を引き落とす口座をいい、以下「外為決済用口座」といいます）を当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>4. 外為サービスにおける決済用口座および照会対象口座の届出</p> <p>(1) 外為決済用口座</p> <p>① 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は、外為取引における決済対象口座（外為サービスの利用に際し、仕向送金代り金を引き落とす口座、被仕向送金を入金する口座、外貨預金振替代り金を引き落とす口座および入金する口座、ならびに、外為サービスにかかる手数料および諸費用を引き落とす口座をいい、以下「外為決済用口座」といいます）を「みずほe-ビジネスサイト外為取引対象口座」により届出するものとします。</p> <p>(2) （略）</p>
<p>5. 国内取引における決済用口座、委託者コードおよび照会対象口座の届出</p> <p>(1) 国内取引決済用口座</p> <p>第21条第1項に定めるサービス（以下「振込・振替サービス」といいます）または第21条第4項に定めるサービス（以下「Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、振込・振替サービスまたはPay-easy（ペイジー）税金・料金払込サービスにおける決済用口座（振込・振替サービスの利用に際し、振込・振替代り金および振込・振替にかかる振込手数料の引落を行う口座、またはPay-easy（ペイジー）税金・料金払込サービスの利用に際し、払込み代り金の引落を行う口座をいい、以下「国内取引決済用口座」といいます）を当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>契約者が国内取引決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を国内取引決済用口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>契約者は、国内取引決済用口座を解約する場合は、国内取引決済用口座の指定の解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行が指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。</p> <p>(2) 振込代り金引落口座</p> <p>第21条第2項に定めるサービス（以下「総合振込、給与・賞与振込サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、総合振込、給与・賞与振込サービスにおける振込代り金引落口座（総合振込、給与・賞与振込サービスの利用に際し、第21条第2項(1)①(i)に定める総合振込および第21条第2項(1)①(ii)に定める給与・賞与振込にかかる振込・振替代り金および総合振込にかかる振込手数料の引落を行う口座をいい、以下「振込代り金引落口座」といいます）を当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>契約者が振込代り金引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を振込代り金引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>(3) 納付代り金引落口座および納付手数料引落口座</p> <p>第21条第3項に定めるサービス（以下「個人住民税一括納付サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、個人住民税一括納付サービスにおける納付代り金の引落を行う口座（以下「納付代り金引落口座」といいます）、および個人住民税一括納付サービスにかかる手数料（以下「納付手数料」といいます）の引落を行う口座（以下「納付手数料引落口座」といいます）を当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>契約者が納付代り金引落口座または納付手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を納付代り金引落口座または納付手数料引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 国内取引照会対象口座</p> <p>国内取引サービスの利用申込に際しては、契約者は、照会対象口座（国内取引サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する口座をいい、以下「国内取引照会対象口座」といいます）を当行所定の様式により当行に届出するものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を国内取引照会対象口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>6. ～8. （略）</p>	<p>5. 国内取引における決済用口座、委託者コードおよび照会対象口座の届出</p> <p>(1) 国内取引決済用口座</p> <p>第21条第1項に定めるサービス（以下「振込・振替サービス」といいます）または第21条第4項に定めるサービス（以下「Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、振込・振替サービスまたはPay-easy（ペイジー）税金・料金払込サービスにおける決済用口座（振込・振替サービスの利用に際し、振込・振替代り金および振込・振替にかかる振込手数料の引落を行う口座、またはPay-easy（ペイジー）税金・料金払込サービスの利用に際し、払込み代り金の引落を行う口座をいい、以下「国内取引決済用口座」といいます）を「みずほe-ビジネスサイト国内取引対象口座・サービス」により届出するものとします。</p> <p>契約者が国内取引決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を国内取引決済用口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>契約者は、国内取引決済用口座を解約する場合は、国内取引決済用口座の指定の解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行が指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。</p> <p>(2) 振込代り金引落口座</p> <p>第21条第2項に定めるサービス（以下「総合振込、給与・賞与振込サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、総合振込、給与・賞与振込サービスにおける振込代り金引落口座（総合振込、給与・賞与振込サービスの利用に際し、第21条第2項(1)①(i)に定める総合振込および第21条第2項(1)①(ii)に定める給与・賞与振込にかかる振込・振替代り金および総合振込にかかる振込手数料の引落を行う口座をいい、以下「振込代り金引落口座」といいます）を「みずほe-ビジネスサイト総合振込、給与・賞与振込サービス」により届出するものとします。</p> <p>契約者が振込代り金引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を振込代り金引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>(3) 納付代り金引落口座および納付手数料引落口座</p> <p>第21条第3項に定めるサービス（以下「個人住民税一括納付サービス」といいます）の利用申込に際しては、契約者は、個人住民税一括納付サービスにおける納付代り金の引落を行う口座（以下「納付代り金引落口座」といいます）、および個人住民税一括納付サービスにかかる手数料（以下「納付手数料」といいます）の引落を行う口座（以下「納付手数料引落口座」といいます）を「みずほe-ビジネスサイト個人住民税一括納付サービス」により届出するものとします。</p> <p>契約者が納付代り金引落口座または納付手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を納付代り金引落口座または納付手数料引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 国内取引照会対象口座</p> <p>国内取引サービスの利用申込に際しては、契約者は、照会対象口座（国内取引サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する口座をいい、以下「国内取引照会対象口座」といいます）を「みずほe-ビジネスサイト国内取引対象口座・サービス」により当行に届出するものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を国内取引照会対象口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届出するものとします。</p> <p>6. ～8. （略）</p>

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>第3条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更</p> <p>1. 管理者届出 契約者は、本サービスの利用に關しての契約者における責任者（以下「管理者」といいます）および管理者に關する事項として当行所定の事項を、利用申込書により当行に届け出るものとします。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 管理者の変更および届出内容の変更 管理者を変更する場合および管理者に關する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、速やかに当行に届け出るものとします。</p> <p>4. （略）</p>	<p>第3条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更</p> <p>1. 管理者届出 契約者は、本サービスの利用に關しての契約者における責任者（以下「管理者」といいます）および管理者に關する事項としてユーザーID、管理者名、部署名、電話番号、初回ログインパスワード、初回取引実行パスワードを、利用申込書により当行に届け出るものとします。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 管理者の変更および届出内容の変更 管理者を変更する場合および管理者に關する届出内容を変更する場合は、利用申込書により速やかに当行に届け出るものとします。</p> <p>4. （略）</p>
<p>第5条 本人確認の方法</p> <p>1. ～8. （略）</p> <p>9. パスワード利用の一時停止と利用再開手続 本サービス利用に当たり、届出と異なる「ログインパスワード」、「取引実行パスワード」または「証明書取得用パスワード」が、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザーID」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザーID」の利用を再開するためには、管理者用パスワードの場合は、当行に連絡の上、当行所定の手続をとるものとし、利用者用パスワードの場合は、管理者が対応するものとします。 また、でんさいネットサービス利用にあたり、届出と異なる「承認パスワード」が当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを使用して行われる電子記録の請求等について、受付を停止します。</p>	<p>第5条 本人確認の方法</p> <p>1. ～8. （略）</p> <p>9. パスワード利用の一時停止と利用再開手続 本サービス利用に当たり、届出と異なる「ログインパスワード」、「取引実行パスワード」または「証明書取得用パスワード」が、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザーID」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザーID」の利用を再開するためには、管理者用パスワードの場合は、当行に連絡の上、「みずほ e-ビジネスサイト」お客さま管理者パスワード再発行等依頼書を届け出し、利用者用パスワードの場合は、管理者が対応するものとします。 また、でんさいネットサービス利用にあたり、届出と異なる「承認パスワード」が当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを使用して行われる電子記録の請求等について、受付を停止します。</p>
<p>第6条の2 ICカード</p> <p>1. 申込 (1) 契約者（2019年1月20日以前に、当行から本号に定める「ICカード」の貸与を受けている者に限るものとし、以下本条において同様とします。）は、電子証明書および秘密鍵を端末ではなく外部記憶媒体へ格納することを希望する場合は、当行所定の方法により申し込むことにより、当行から電子証明書および秘密鍵の格納が可能なICチップ搭載カード（以下「ICカード」といいます）の貸与を受けることができるものとします。 (2)～(4) （略） (5) ICカード利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が届け出たICカード利用料の引落口座（以下「ICカード利用料引落口座」といいます）から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者がICカード利用料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。 なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座をICカード利用料引落口座として指定する場合には、別途当行所定の様式により届け出るものとします。 (6) （略）</p> <p>2. ～3. （略）</p> <p>4. 再発行 破損等によりICカードまたはICカードリーダー（当行から貸与した機種に限られます）の交換が必要な場合、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーを返却した上で、当行所定の方法により申し込むものとする。ただし、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーの返却が無い場合は、当行はICカードまたはICカードリーダーも交換を行わないことができるものとします。</p> <p>5. ～6. （略）</p>	<p>第6条の2 ICカード</p> <p>1. 申込 (1) 契約者（2019年1月20日以前に、当行から本号に定める「ICカード」の貸与を受けている者に限るものとし、以下本条において同様とします。）は、電子証明書および秘密鍵を端末ではなく外部記憶媒体へ格納することを希望する場合は、みずほe-ビジネスサイトICカード関連申込書により申し込むことにより、当行から電子証明書および秘密鍵の格納が可能なICチップ搭載カード（以下「ICカード」といいます）の貸与を受けることができるものとします。 (2)～(4) （略） (5) ICカード利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が届け出たICカード利用料の引落口座（以下「ICカード利用料引落口座」といいます）から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者がICカード利用料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。 なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座をICカード利用料引落口座として指定する場合には、別途みずほe-ビジネスサイトICカード関連申込書により届け出るものとします。 (6) （略）</p> <p>2. ～3. （略）</p> <p>4. 再発行 破損等によりICカードまたはICカードリーダー（当行から貸与した機種に限られます）の交換が必要な場合、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーを返却した上で、みずほe-ビジネスサイトICカード関連申込書により申し込むものとする。ただし、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーの返却が無い場合は、当行はICカードまたはICカードリーダーも交換を行わないことができるものとします。</p> <p>5. ～6. （略）</p>
<p>第9条 解約等</p> <p>1. 当事者の都合による解約 本サービスの利用に關する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。 2. ～6. （略）</p>	<p>第9条 解約等</p> <p>1. 当事者の都合による解約 本サービスの利用に關する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、利用申込書により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。 2. ～6. （略）</p>

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>第13条 規定の変更</p> <p>当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更不同意旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約できるものとします。</p>	<p>第13条 規定の変更</p> <p>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</p>
<p>第19条 外為サービス</p> <p>1. 仕向送金サービス</p> <p>(1) 仕向送金依頼</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した仕向送金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 当サービスに基づく送金代り金、仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。この場合の外為決済用口座は、仕向送金の依頼において指定された外為取引対象お客さま番号（CIF）により特定される当行の本支店に依頼人が保有するものに限りま。</p> <p>⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が送金を実行した後は、依頼の変更・取消しを行うことができない場合があり、依頼の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した依頼内容に従って当行が送金を実行する前でも、当行の事情により依頼の変更・取消しを行うことができない場合があり、依頼の変更・取消しが行うことができない場合があり、依頼の変更・取消しが行うことができない場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第19条 外為サービス</p> <p>1. 仕向送金サービス</p> <p>(1) 仕向送金依頼</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した仕向送金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引対象お客さま番号（CIF）届」により届け出ます。ただし、これらの金額はいずれも1兆円未満とします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 当サービスに基づく送金代り金、仕向送金取引にかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。この場合の外為決済用口座は、仕向送金の依頼において指定された外為取引対象お客さま番号（CIF）により特定される当行の本支店に依頼人が保有するものに限りま。</p> <p>⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」または「みずほe-ビジネスサイト仕向送金組戻・変更・照会依頼書（送金取組実行済分）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が送金を実行した後は、依頼の変更・取消しを行うことができない場合があり、依頼の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した依頼内容に従って当行が送金を実行する前でも、当行の事情により依頼の変更・取消しを行うことができない場合があり、依頼の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>2. 被仕向送金サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被仕向送金入金指示</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した被仕向送金入金指示にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定金額の範囲内とします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 当サービスに基づく被仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。</p> <p>⑧ 入金指示内容が確定した後に入金指示の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した入金指示内容に従って当行が入金を実行した後は、入金指示の変更・取消しを行うことができない場合があり、入金指示の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した入金指示内容に従って当行が入金を実行する前でも、当行の事情により入金指示の変更・取消しを行うことができない場合があり、入金指示の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>2. 被仕向送金サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被仕向送金入金指示</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した被仕向送金入金指示にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引対象お客さま番号（CIF）届」により届け出るとします。ただし、これらの金額はいずれも1兆円未満とします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 当サービスに基づく被仕向送金取引にかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。</p> <p>⑧ 入金指示内容が確定した後に入金指示の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した入金指示内容に従って当行が入金を実行した後は、入金指示の変更・取消しを行うことができない場合があり、入金指示の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した入金指示内容に従って当行が入金を実行する前でも、当行の事情により入金指示の変更・取消しを行うことができない場合があり、入金指示の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. (略)</p>

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>4. 輸入サービス</p> <p>(1) 輸入信用状発行・条件変更依頼</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 当サービスにかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>4. 輸入サービス</p> <p>(1) 輸入信用状発行・条件変更依頼</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引対象お客さま番号（CIF）届」により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも1兆円未満とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（輸入信用状依頼）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 当サービスにかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>5. 外貨預金サービス</p> <p>(1) 外貨預金振替依頼</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した外貨預金振替依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 当サービスに基づく外貨預金振替取引の代り金、所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。</p> <p>⑧ 振替依頼内容が確定した後に、振替依頼の変更もしくは取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した振替依頼内容に従って当行が振替を実施した後は、依頼の変更・取消が実施できない場合があり、依頼の変更・取消を行うことができる場合でも、当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した依頼内容に従って当行が振替を実行する前でも、当行の事情により振替依頼の変更・取消を行うことができない場合があり、依頼の変更・取消が行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～7. (略)</p>	<p>5. 外貨預金サービス</p> <p>(1) 外貨預金振替依頼</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した外貨預金振替依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引対象お客さま番号（CIF）届」により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも1兆円未満とします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 当サービスに基づく外貨預金振替取引の代り金、手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。</p> <p>⑧ 振替依頼内容が確定した後に、振替依頼の変更もしくは取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した振替依頼内容に従って当行が振替を実施した後は、依頼の変更・取消が実施できない場合があり、依頼の変更・取消を行うことができる場合でも、当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した依頼内容に従って当行が振替を実行する前でも、当行の事情により振替依頼の変更・取消を行うことができない場合があり、依頼の変更・取消が行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～7. (略)</p>
<p>第20条 為替予約サービス</p> <p>1. 為替予約・期日変更締結サービス</p> <p>(1) 当サービスの内容について</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 契約者があらかじめ為替レートを指定し、市場における実勢の為替レートが指定された為替レートに合致したと当行が所定の方法により判定した場合に契約者に通知するサービス（以下本案において「レートアラームサービス」といいます）</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2. ～4. (略)</p>	<p>第20条 為替予約サービス</p> <p>1. 為替予約・期日変更締結サービス</p> <p>(1) 当サービスの内容について</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 契約者があらかじめ為替レートを指定し、市場における実勢の為替レートが指定された為替レートに合致したと当行が判定した場合に契約者に通知するサービス（以下本案において「レートアラームサービス」といいます）。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2. ～4. (略)</p>

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>第21条 国内取引サービス</p> <p>1. 振込・振替サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 振込・振替の依頼</p> <p>① 当サービスの利用に際しては、契約者はあらかじめ、1日あたりの取扱限度額、1回あたりの取扱限度額を当行所定の方法に基づき、届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの取扱限度額の範囲内であるか否かの判定は、(3)①に基づき振込・振替取引の依頼内容が確定した場合（振込・振替取引の依頼内容が確定した後(3)②の引き落としができないことにより振込・振替取引が取り消されたものとみなされる場合を含みます）における当該振込・振替取引にかかる振込・振替金額の1日における合計金額と1日あたりの取扱限度額との比較により行うものとします。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第21条 国内取引サービス</p> <p>1. 振込・振替サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 振込・振替の依頼</p> <p>① 当サービスの利用に際しては、契約者はあらかじめ、1日あたりの取扱限度額、1回あたりの取扱限度額を「みずほe-ビジネスサイト」国内取引対象口座・サービス届により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の方法に基づき、届け出るものとします。なお、1日あたりの取扱限度額の範囲内であるか否かの判定は、(3)①に基づき振込・振替取引の依頼内容が確定した場合（振込・振替取引の依頼内容が確定した後(3)②の引き落としができないことにより振込・振替取引が取り消されたものとみなされる場合を含みます）における当該振込・振替取引にかかる振込・振替金額の1日における合計金額と1日あたりの取扱限度額との比較により行うものとします。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p>2. 総合振込、給与・賞与振込サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合振込、給与・賞与振込の依頼</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した総合振込または給与・賞与振込の依頼にあたっては、あらかじめ「1回あたりの件数」(20,000件以下または500件以下)を当行所定の方法により届け出るものとします。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 総合振込、給与・賞与振込の依頼内容の確定と取引成立</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ ②の引き落としができなかった場合（③の場合においては、②の引き落としのうち振込・振替代り金の引き落としができなかった場合）または④の振込代り金の引き落としができなかった場合で、その時点で契約者が指定した入金指定口座にて振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を当行が行っていたときは、契約者は、総合振込においては、総合振込指定日当日中に振込・振替代り金および振込手数料（③の場合においては振込・振替代り金）を、給与・賞与振込においては、給与・賞与振込指定日当日中に振込代り金を、当行所定の手数料引落日に振込手数料を、当行所定の方式により支払うものとします。</p> <p>⑧～⑨ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ～6. (略)</p>	<p>2. 総合振込、給与・賞与振込サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合振込、給与・賞与振込の依頼</p> <p>① (略)</p> <p>② 当サービスを利用した総合振込または給与・賞与振込の依頼にあたっては、あらかじめ「1回あたりの件数」(20,000件以下または500件以下)を「利用申込書」により届け出るものとします。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 総合振込、給与・賞与振込の依頼内容の確定と取引成立</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ ②の引き落としができなかった場合（③の場合においては、②の引き落としのうち振込・振替代り金の引き落としができなかった場合）または④の振込代り金の引き落としができなかった場合で、その時点で契約者が指定した入金指定口座にて振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を当行が行っていたときは、契約者は、総合振込においては、総合振込指定日当日中に振込・振替代り金および振込手数料（③の場合においては振込・振替代り金）を、給与・賞与振込においては、給与・賞与振込指定日当日中に振込代り金を、当行所定の手数料引落日に振込手数料を、「自動引き落としの方法」により支払うものとします。</p> <p>⑧～⑨ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ～6. (略)</p>
<p>第22条 その他サービス</p> <p>1. 計表・帳票配信サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当サービスの依頼に際しては、あらかじめ、配信を希望する計表・帳票の種類、(1)の各取引にかかる委託者コード、振込代り金引落口座または口座振替代り金の入金口座（以下「振替代り金入金口座」といいます）に関する情報、閲覧開始日等を当行所定の様式に基づき届け出るものとします。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>第22条 その他サービス</p> <p>1. 計表・帳票配信サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当サービスの依頼に際しては、あらかじめ、配信を希望する計表・帳票の種類、(1)の各取引にかかる委託者コード、振込代り金引落口座または口座振替代り金の入金口座（以下「振替代り金入金口座」といいます）に関する情報、閲覧開始日等を「みずほe-ビジネスサイト」計表・帳票配信サービス届により届け出るものとします。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>